

熊本市上下水道局特定事業場排除下水水質測定回数に関する規程

令和 7 年 4 月 1 日
上下水道局規程第 1 号

（目的）

第 1 条 この規程は、水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 0 5 号）第 1 2 条第 1 項第 6 号に規定する水質基準対象施設（以下、「特定施設」という。）を設置している事業場（以下、「特定事業場」という。）の水質測定回数について、下水道法施行規則（昭和 4 2 年建設省令第 3 7 号）第 1 5 条第 2 号ただし書の規程を定めるものである。

（定義）

- 第 2 条 この規程において「下水排除基準」とは下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 1 2 条の 2 第 1 項の規定により政令で定める基準及び下水道法第 1 2 条の 2 第 3 項の規定により条例で定める基準をいう。
- 2 この規程において「排除下水量」とは熊本市下水道条例（昭和 4 6 年条例第 1 4 号）第 1 4 条の 2 に定める排除汚水量をいう。
- 3 この規程において「稼働日数」とは特定事業場が 1 年間のうち、稼働している日数をいう。
- 4 この規程において「日平均排除下水量」とは排除下水量の 1 年間の合計を稼働日数で除した値をいう。
- 5 この規程において「処理困難項目」とは下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号）第 9 条の 4 に定める項目をいう。
- 6 この規程において「処理可能項目」とは下水道法施行令第 9 条の 5 に定める項目をいう。

（水質測定回数）

第 3 条 下水道法施行規則第 1 5 条第 2 号ただし書に規定する水質測定回数は、別表に定めるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる項目の測定については、省略することができる。

- （1） 下水排除基準が定められていない項目
- （2） 当該事業場における処理困難項目のうち、現に使用及び保管していない物質に係る項目かつ操業の実態から生成及び副生しない物質に係る項目
- （3） 水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号）別表第一第 7 0 の 2 号、第 7 1 号及び第 7 1 の 3 号の特定施設を設置していない特定事業場における測定項目のうち、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）
- （4） 水質汚濁防止法施行令別表第一第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 1 0 号、第 1 2 号、第 1 3 号、第 1 4 号、第 1 5 号、第 1 6 号、第 1 7 号、第 1 8 号、第 1 8 の 2 号、第 6 6 の 3 号イ、第 6 6 の 4 号、第 6 6 の 5 号、第 6 6 の 6 号、第 6 6 の 7 号、

第 66 の 8 号、第 67 号、第 68 の 2 号イ及び第 71 の 3 号の特定施設を設置していない特定事業場における測定項目のうち、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）

（下水排除基準を超過した場合の水質測定の回数）

第 4 条 特定施設の設置者が水質測定を行った結果、下水排除基準を超過していた場合、特定施設の設置者は、速やかに公共下水道管理者への報告を行い、当該基準を満たすよう改善策を講じなければならない。また、特定施設の設置者は、下水排除基準を超過した項目の水質測定を再度行い、当該基準を満たしていることを自ら確認したのち、公共下水道管理者にその旨を報告しなければならない。なお、本条に規定する水質測定の回数は、前条に規定した水質測定の回数とは、別に行うものとする。

2 特定施設の設置者が水質測定を行った結果、下水排除基準の超過が引き続き発生していた場合、公共下水道管理者は、当該特定施設の設置者に対し、前条に規定された水質測定の回数の増加を指示することができる。なお、指示を受けた特定施設の設置者は、下水排除基準の超過が発生した次の年度から、水質測定の回数を増やさなければならない。

3 公共下水道管理者が特定施設の設置者に対し、前項に基づく水質測定の回数の増加を指示したのち、当該特定事業場において下水排除基準を超過するおそれが無くなったと認めた場合、特定施設の設置者は、測定回数を前条に規定された回数に変更することができる。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 熊本市特定事業場排除下水水質自主測定運用基準（平成 24 年 10 月 26 日制定）は、廃止する。

(別表)

排除下水水質測定回数一覧

		日平均排除下水量			
		0 m ³ 以上 50 m ³ 未満	50 m ³ 以上 200 m ³ 未満	200 m ³ 以上 500 m ³ 未満	500 m ³ 以上
測定項目	・ 温度（水温） 【処理可能項目】 ・ 水素イオン濃度（pH） ・ 生物化学的酸素要求量（BOD） ・ 浮遊物質（SS） ・ ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） ・ ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	省略可能	1 年を超えない排水の期間ごとに 4 回以上	1 年を超えない排水の期間ごとに 6 回以上	1 年を超えない排水の期間ごとに 12 回以上
	【処理困難項目】 ・ カドミウム及びその化合物 ・ シアン化合物 ・ 有機燐化合物 ・ 鉛及びその化合物 ・ 六価クロム化合物 ・ 砒素及びその化合物 ・ 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 ・ アルキル水銀化合物 ・ ポリ塩化ビフェニル ・ トリクロロエチレン ・ テトラクロロエチレン ・ ジクロロメタン ・ 四塩化炭素 ・ 1, 2-ジクロロエタン ・ 1, 1-ジクロロエチレン ・ シス-1, 2-ジクロロエチレン ・ 1, 1, 1-トリクロロエタン ・ 1, 1, 2-トリクロロエタン ・ 1, 3-ジクロロプロペン ・ チウラム ・ シマジン ・ チオベンカルブ ・ ベンゼン ・ セレン及びその化合物 ・ ほう素及びその化合物 ・ ふっ素及びその化合物 ・ 1, 4-ジオキサン ・ フェノール類 ・ 銅及びその化合物 ・ 亜鉛及びその化合物 ・ 鉄及びその化合物（溶解性） ・ マンガン及びその化合物（溶解性） ・ クロム及びその化合物	1 年を超えない排水の期間ごとに 2 回以上	1 年を超えない排水の期間ごとに 4 回以上	1 年を超えない排水の期間ごとに 6 回以上	1 年を超えない排水の期間ごとに 12 回以上